

関連する国内法令等について



2019年4月18日

農林水産省
食料産業局

目次

1 - 1	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要	… 1
1 - 2	遺伝子組換え農作物の安全を確保する仕組み	… 2
1 - 3	カルタヘナ法に基づき承認された遺伝子組換え農作物の数	… 3
2 - 1	植物防疫の目的 ・ 輸入植物検疫の概要	… 4
2 - 2	業界団体から要望のあった燃料の輸入条件	… 5

1-1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要

目的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、生物多様性条約カルタヘナ議定書（略称）等の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

主務大臣：環境大臣 財務大臣
文部科学大臣 厚生労働大臣
農林水産大臣 経済産業大臣

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施



「第一種使用等」
＝環境中への拡散を防止
しないで行う使用等

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者（開発者、輸入者等）等は、事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書等を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

「第二種使用等」
＝環境中への拡散を防止
しつつ行う使用等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。
定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定を整備。

1-2 遺伝子組換え農作物の安全を確保する仕組み

遺伝子組換え農作物に関しては、

- ① 食品としての安全性は「食品衛生法」及び「食品安全基本法」
- ② 飼料としての安全性は「飼料安全法」及び「食品安全基本法」
- ③ 生物多様性への影響は「カルタヘナ法」

に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、全てについて問題のないもののみが輸入、流通、栽培等される仕組みとなっている。

（隔離ほ場における使用や観賞用の花きなど食品、飼料として使用しない場合は、③のみ）

生物多様性への影響 (カルタヘナ法)

隔離ほ場試験のための承認申請

農林水産省・環境省

意見聴取

生物多様性影響評価検討会
(農作物分科会、総合検討会)

生物多様性への影響についてのリスク評価

意見提出

農林水産省・環境省

パブリックコメント

承認をした旨の公表(告示)

食品としての安全性 (食品衛生法・食品安全基本法)

安全性審査の申請

厚生労働省

評価依頼

食品安全委員会

・食品としての安全性についてのリスク評価
・パブリックコメント

評価結果

厚生労働省

食品としての安全性審査の手続を経た旨の公表(告示)

飼料としての安全性 (飼料安全法・食品安全基本法)

安全性確認の申請

農林水産省

諮問 評価依頼

農業資材審議会

・家畜に対する安全性についてのリスク評価

食品安全委員会

・畜産物としての安全性についてのリスク評価

答申 評価結果

農林水産省

パブリックコメント

飼料としての安全性を確認した旨の公表(告示)

一般的な使用のための承認申請

（食用・飼料用としての輸入、流通、栽培等）

農林水産省・環境省

意見聴取

生物多様性影響評価検討会
(農作物分科会、総合検討会)

生物多様性への影響についてのリスク評価

意見提出

農林水産省・環境省

パブリックコメント

（食品や飼料の安全性についての確認との整合性を考慮（カルタヘナ法に基づく基本的事項で規定））

承認をした旨の公表(告示)

問題のないもののみが輸入、流通、栽培等

カルタヘナ法に基づき承認された 遺伝子組換え農作物の数

(平成31年2月20日現在)

作物名	一般的な使用 (食用・飼料用としての輸入、流通、栽培等)		主な性質
		うち栽培が可	
トウモロコシ	88	86 ※1	・害虫に強い ・特定の除草剤で枯れない
ワタ	34	— ※2	・害虫に強い ・特定の除草剤で枯れない
ダイズ	30	23 ※1	・害虫に強い ・特定の除草剤で枯れない ・特定の成分を多く含む
セイヨウナタネ	16	14 ※1	・特定の除草剤で枯れない
アルファルファ	5	5	・特定の除草剤で枯れない
パパイヤ	1	1	・ウイルス病に強い
テンサイ	1	1	・特定の除草剤で枯れない
カーネーション	8	8	・新たな花色(青色)の花きを生産
バラ	2	2	・新たな花色(青色)の花きを生産
計	185	140	

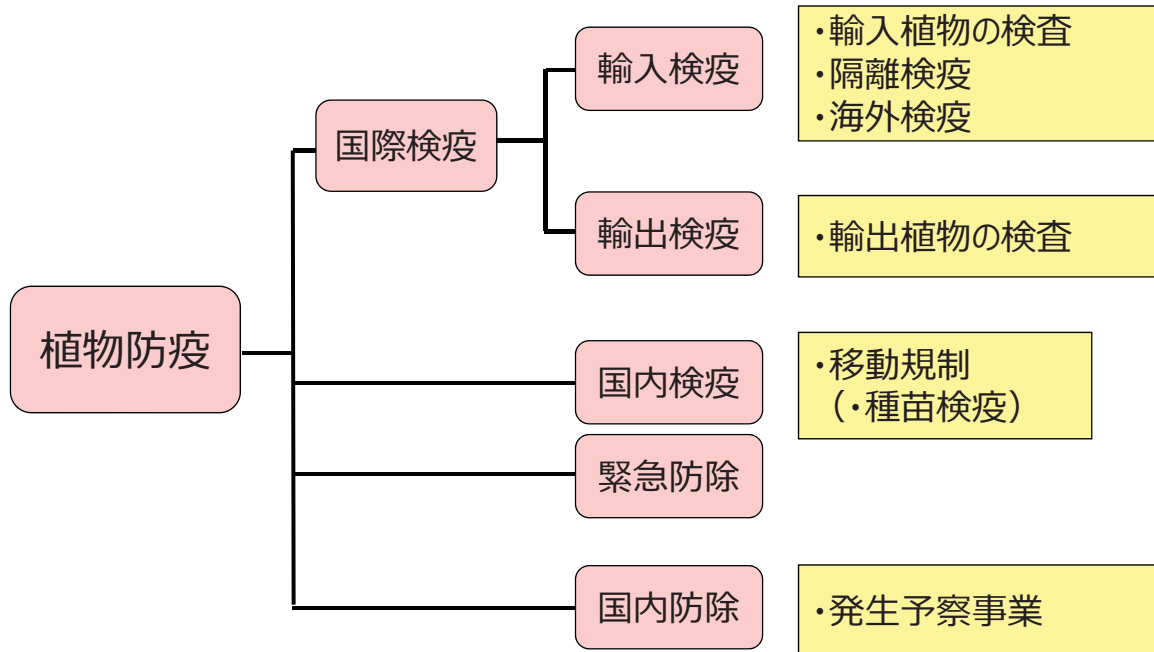
※1 トウモロコシ、ダイズ及びセイヨウナタネの一部の品種は、申請者から栽培の申請がなかった。

※2 ワタについては、国内で栽培がされていないため、申請者からの栽培の申請がなかった。

国内では、バラ1品種を除き、商業栽培はされていない。

2-1 植物防疫の目的

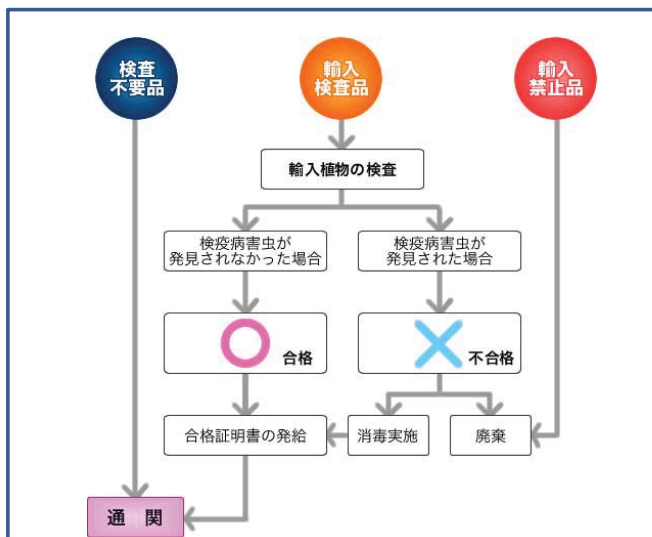
輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図る。
(植物防疫法第1条より抜粋)



輸入植物検疫の概要

- ・海外から輸入される植物に、病害虫が付着して日本に侵入することを防ぐため、輸入植物検疫を実施。
- ・輸入植物検疫は、量や商用・個人用を問わず、貨物、携帯品、郵便物で輸入される全ての植物が対象。
- ・植物の輸入に当たっては、輸出国政府機関が発行した植物検疫証明書を添付することが必要。
- ・輸入植物検疫では植物を「検査不要品」「輸入検査品」「輸入禁止品」の3つに区分。

輸入植物検疫の流れ



●検査不要品
木工品や製茶など高度に加工され、病害虫の付着するおそれがないため、輸入時の検査が不要となる植物。
(ex.パーム油)

●輸入検査品
輸入禁止品に該当しない植物で、苗木・観賞用植物・切花・球根・種子・果実・野菜・こく類・豆類・木材・香辛料原料・漢方薬原料など輸入時の検査が必要となる植物。
(ex.一般木材、PKS、パームトランク)

●輸入禁止品
仮に侵入した場合、大きな被害が予測され、かつ輸入の段階では的確な検査が困難な病害虫について、その病害虫が付着しているおそれがある植物。また、生きている病害虫や土なども輸入禁止品に該当。

2-2 業界団体から要望のあった燃料の輸入条件

バイオマス発電事業者協会から要望のあった新規燃料	バイオマス発電協会から要望のあった新規燃料
<ul style="list-style-type: none"> ○ EFB（パーム椰子果実房） ○ ココナッツ殻 ○ カシューナッツ殻 ○ くるみ殻（ただし、核子は×） ○ アーモンド殻 ○ ピスタチオ殻 ○ ひまわり種殻 ○ ネピアグラス ○ ソルガム ○ ベンコワ（葛芋）種子 ○ ジャトロファ種子 ○ PKS（パーム椰子殻） ○ パームトランク 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ キャノーラ油 ◎ 大豆油 ◎ 落花生油 ◎ ヒマワリ油 ◎ 脱炭酸 PAO（パーム酸油） ◎ パーム油

◎：検査不要品（ex.パーム油）

○：検疫証明書および輸入検査が必要（ex.PKS、パームトランク）

×：コドリガの発生国からは輸入禁止品

コドリガの発生国

〔 インド、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。）、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド 〕